

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-2
許認可等の種類	販売営業の許可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第5条			
許認可等の概要	火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、知事の許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 通商産業省通達 (1)火薬類取締法令施行について(昭和25年12月20日付25化第3290号) (2)火薬類取締法第13条の解釈について(昭和28年12月11日付28軽局第1441号) (3)火薬類販売営業の定義について(昭和39年5月11日付39軽局第176号) (4)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和54年9月10日付54立局第531号)			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績			